

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1 千里ニュータウン	<p>久しぶりに津雲台6丁目にある実家に先日帰りましたが、昔からかわらない住宅地、団地群。わかっていたことですが、買い物行くにも車、飲みに行くにも何も無く本当に面白くない街のままです。今でも年寄りばかりですが若者は誰も住まない街とわかります。</p> <p>今は東京に出っていますが、商店街はもちろん、色んなお店が街中にありますごく住んでいて楽しいです。今後壊す団地群もあるでしょう、商業店も加味したまちづくりを切に望みます。もうしばらくしたらゴーストタウンになりますよ。</p>	<p>津雲台をはじめとする千里ニュータウンでは、住宅地には住宅のみ、店舗等は地区センターや近隣センターに配置する土地利用を図り、緑豊かで整ったまちなみが形成されています。</p> <p>今後につきましては、千里ニュータウンの建設当初の理念である計画的なまちづくりを継承しながら、店舗等が配置される近隣センターを含め、千里ニュータウンの活性化に取り組んでまいります。</p>	計画調整室	R6.3.22	R6.4.2
2 子供の塾助成について	<p>吹田市報を見ました。今年から塾助成ありがとうございます。ただ、私は3人の子供がいるのですが、ひとり親等ではなかったので対象ではありませんでした。</p> <p>経済的に苦しいのは同じだと思います。不公平に感じてしまいました。どうか多子世帯にもお願いしたいです。</p> <p>大阪市は全ての5年生から対象になっています。吹田市は遅れているように感じます。それこそ経済的理由で子供の学力に差があつてはいけないのではないのでしょうか。ご検討宜しくお願いします。</p>	<p>本市の子供の習い事費用助成の対象は、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学校3年生までの習い事に係る費用となります。</p> <p>これは、令和4年に実施した「吹田市子供の生活状況調査」において、「経済的な理由で子供を習い事に通わせることができなかった」と回答した割合が困窮世帯ほど高く、学校外での体験活動について世帯収入による格差が見られたことを踏まえ、助成対象を設定したものです。</p> <p>引き続き、他市の事例等を参考に、すべての子供たちが現在から将来にわたり、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現に向けた施策の研究に努めてまいります。</p>	子育て政策室	R6.3.27	R6.4.3
3 ハブラシ回収について	<p>市役所や市営の施設に、ハブラシ回収ボックスを設置してはどうでしょうか。</p> <p>生活用品等のメーカーが、歯ブラシを回収してリサイクルする事業を行っているようで、全国の各自治体でも、参加しているところも多いようです。</p> <p>ごみの削減につながります。ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>提案いただきました歯ブラシの回収につきましては、ごみの減量に寄与すると考えておりますが、自治体はその運搬を担う必要があるなど、整理すべき課題があるものと考えております。</p> <p>実施されている自治体が関東地方に多い中ではありますが、他事例を踏まえ、本市で効果的にできる方法等を研究してまいりたいと考えております。貴重なご提案ありがとうございました。</p>	環境政策室	R6.3.28	R6.4.4

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	<p>続104。3月26日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「令和6年 度吹田市景観 まちづくり活動 補助金の募集」 についての意 見・要望</p>	<p>1)このタイトルでは、「活動補助に対して市民・企業など有志の方への協賛・支援の募集」のように思えます。⇒個人的には、クラウドファンディングのイメージです。 ・サイトの説明文で、「吹田市景観まちづくり活動補助金“募集”要項の概要」の目的の説明文には、この補助金制度は、吹田市景観まちづくり活動補助金“交付”要領の文言があります。また「景観まちづくり活動補助金“交付”申請書」も“交付”の文言があります。 ⇒サイトの趣旨から見れば、“交付”の意味だと考えます。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。募集要項。 ⇒[仮(案)]「令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金事業の団体の募集」 2)都市計画室は、団体の活動期間を考えた場合、募集案内の時期を早める事は出来ませんでしょうか。市議会での予算審議の関係かと思われませんが、提出書類も多く、書類審査が7～9月。事業報告が来年3月。 3)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>(1-回答) 当該ページについてはお見込の通りである、令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金の交付を受けたい方(団体)を吹田市が募集している内容となります。タイトルについて、誤解を招かないように「令和6年度吹田市景観まちづくり活動補助金交付申請者の募集について」というタイトルに変更いたします。御意見ありがとうございました。 (2-回答) 当該補助金は当該単年度の予算に基づいており、令和6年度予算成立後(年度末)に募集を開始することとしています。また、補助金交付にあたっては、書類審査や吹田市景観まちづくり審議会への諮問が必要となるため、申請者が年度内に活動をする期間を確保すること等を考慮すると現在の期間が適切と考えております。 募集案内の期日変更は難しいですが、申請者の提出書類作成等が円滑に進むように当室において支援いたします。 (3-回答) 市のホームページ掲出時には、上席も含めた決裁処理を行っておりませす。今後も市民の皆さまにより分かりやすいホームページの表現となるように努めて参ります。</p>	都市計画室	R6.4.1	R6.4.4
5	<p>続103。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイ トルが「国民健康 保険運営協議 会」についての 意見・要望</p>	<p>1)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、開催結果の報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、3月27日に開催結果の報告でした。⇒会議録が有りません。 ⇒議題・会議資料の3に「その他(報告)マイナ保険証」について…があり、お忙しい中、申し訳ありませんが、添付して頂けませんでしょうか。 2)3月27日に開催されていますが、開催案内は(新着情報)に有りませんでした。傍聴が可能であることから、HPに事前の掲出が必要。 ※3月15日にHPで開催に伴う市民委員の募集案内をされており、この時に開催案内もされていれば良かった。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>この度は、当課ホームページにつきまして、御意見をいただきありがとうございます。また、国民健康保険運営協議会のページにつきまして、御案内が不十分でわかりづらかったこと、誠に申し訳ありませんでした。 タイトルにつきましては、開催案内、開催結果など内容がわかる表現としてまいります。会議資料につきましては、令和6年4月2日付けで公開させていただきます。会議録につきましては、現在作成中でございます。できる限り早く公開させていただきますので、今しばらくお待ちいただきますよう、お願い申し上げます。 今回の開催案内につきましては、市民委員募集のお知らせと同日ではなく、後日、開催予定のお知らせをしておりましたが、新着情報に表示できておりませんでした。今後は不手際がないよう注意し、早く適切な時期の情報発信に努めてまいります。 今後とも、市民の皆さまにとって、より丁寧でわかりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。</p>	国民健康保険課	R6.4.1	R6.4.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	2023年 すいたん著作権侵害への市の対応	<p>1. 市職員による虚偽の回答</p> <p>公文書公開請求を行ったところ、市職員は6/28に著作権侵害だと認識していることがわかりました。にもかかわらず、以下の回答において、事実を隠蔽し、市民・市議に虚偽の回答を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/19: 質問への回答案。著作権侵害について言及しないままに「対応できない」。 ・7/20: 市議会議員へのメール「法律家との確認点については時間をいただきたい」。 ・8/8,30: 「市民の声」で削除依頼を拒否。 ・10/18: 私の電話での問い合わせに対し「著作権侵害かは判断できない」と明言。 <p>これらの回答は、地方公務員法第29条・第30条・第33条に違反し、虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)に該当する可能性があります。</p> <p>●質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の回答は、地方公務員法に違反すると認めますか。 ・上記の回答は、虚偽公文書作成等罪に該当すると認めますか。 ・虚偽の回答を行った職員に対して、訓告という一番軽い処分ではなく、より重い処分を行うべきではありませんか。人事院の指針では、虚偽報告は減給・戒告。虚偽公文書作成等罪は免職・停職となっています。 <p>※いずれも否定する場合は根拠をお示しください</p> <p>2. 市長による不適切な指示</p> <p>市長も7/12に、著作権侵害だと明らかになっながら「さかのぼって運用できない」と見当違いの指示を出しています。これは著作権侵害という違法行為を放置し、市民の権利を侵害するものであり、市長職務執行上の義務違反にあたります。</p> <p>●質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な指示を出した市長にも処分を行うべきではありませんか。行わないのは何故ですか。 	<p>6月28日の法律相談においては、二次創作物の場合でも著作権者の許可が必要であり、「パロディ」でも著作権を侵害するものであれば権利侵害と構成できることを認識したものです。回答時点においては、すいたんの二次創作物はそれまで使っていたが思いがあったことから利用許諾を求めていなかったこと、平成27年にすいたんの二次創作物を使用した動画の公開について、相談を受けた際には当該動画の公開に関して禁止等を求めていないこと等の経過から、著作権侵害を本市が主張できるかについては整理をしているところであり、判断ができていなかったものです。</p> <p>以上のことから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に違反する回答とは考えておりません。 ・虚偽公文書作成等罪に該当するとは考えておりません。 ・虚偽の回答であるとは考えておりません。 ・不適切な指示を出したものとは考えておりません。 	シティプロモーション推進室	R6.3.25	R6.4.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	<p>続100。3月28日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「施設利用 料の支払いにク レジットが選択 できるようにな りました」につい ての意見・要望</p>	<p>吹田市には、有料の公共施設が多くあります。このタイトルでは、どの施設か全く分かりません。クリックされた方は「何やこのタイトルは？」…と思われませんか。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 1)サイトを開くと、男女共同参画センターの貸室の支払いに窓口での現金払いに加えて、来館せずに支払いができるクレジット払いを選択いただけるようになりました。 ⇒市民に提供する情報は、勘違いをさせないようにする必要があります。他の有料施設を利用された方が、このタイトルだけを見て「クレジット払いが出来るって書いてあった…」と言われるかもしれません。 2)タイトルの「…クレジットが選択…」⇒「…クレジット支払い or 決済が選択…」にされたら… ※「クレジット」の語句の意味を一度、調べて見られたら… 3)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。 いただきましたご意見を参考にさせていただきながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。</p>	男女共同参画センター	R6.4.1	R6.4.8
8	<p>続102。3月5日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「情報ライ ブラリーのテー マ展示の更新」 についての意 見・要望</p>	<p>サイトを開くと、『3月8日は「国際女性の日」』。女性の権利及び国際平和のための日として国連が1975年に制定しました。 1)このタイトルの「情報ライブラリーのテーマ展示」では、女性・市民に対して周知が出来るとは、思えません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・冒頭のタイトルでは、(例)「映画会を開催します」で題名が無いのと同じ状況。 ⇒男女共同参画センターは、市民への周知の目的を考えたタイトルに、工夫が必要。 ・この日の新聞(朝刊)では、大きく取り上げられていました。 2)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。 今回ご指摘いただきましたページにつきましては、新着更新情報に展示内容を記載し、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。 2)ホームページ記事につきましては、所属長の決裁を得て掲載しております。</p>	男女共同参画センター	R6.4.1	R6.4.8

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9 小学校周辺での歩きタバコについて	<p>佐井寺小学校周辺で歩きタバコをする白髪混じりの高身長男性と頻繁遭遇します。</p> <p>昨日も幼稚園の帰りに佐井寺小前を歩きタバコしていて、小学生も下校中でした。子供の目の高さで火のついたタバコを持って煙を拡散しながら歩いていて本当に迷惑ですし、子供たちが火傷したり失明する可能性もあります。</p> <p>吹田市は歩きタバコ禁止ですが、もっと掲示や見回り取り締まりを強化すべきではないでしょうか？</p> <p>その男性による歩きタバコは、佐井寺小学校周辺～ミニストップやコープ付近～東佐井寺小学校付近で何度も見えています。その男性以外にも当然歩きタバコや自転車タバコは存在しています。子供たちが安心して過ごせるよう、対策をどうか早めをお願いします！</p>	<p>佐井寺小学校と協議をし、小学校前に「歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止」の啓発看板を本日設置いたしました。</p> <p>また、不定期にはなりますが、職員による巡回を実施し、今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組んでまいります。</p>	環境政策室	R6.3.22	R6.4.9
10 子どものための施設	<p>市長、また市議会の方々、茨木市にある「おにくる」という施設をご存知ですか？</p> <p>先日、孫一家と出かけ深く感激しました。</p> <p>無料ゾーンだけでも充分遊べ、またその他の公共複合施設(図書館など)も見応えがありました。</p> <p>私は、片山町に住んでいます。このような子ども達が満足できる雨天でも利用できる施設が近隣にありません。</p> <p>市民病院の跡地の計画はどのようになっているのでしょうか？</p> <p>ぜひ、子ども達が遊べる「おにくる」のような施設ができることを心から願っております。</p>	<p>子どものための施設について</p> <p>お子さんが雨天でも利用できる施設の設置につきましては、他市の事例を参考に研究して参ります。</p> <p>また、本市では0歳から小学生までのお子さんが無料で雨天でも利用できる児童会館・児童センターを設置しており市内に12か所ございます。片山町に御在住でしたら、朝日が丘児童センターがお近くにございますので、ぜひ御利用いただければと存じます。</p> <p>(担当:子育て政策室)</p> <p>市民病院の跡地の計画について</p> <p>当該跡地の活用につきましては、市立吹田市民病院が適切に対応するものでありますが、売却に要する期間が長期化していることは本市としても認識しております。同病院との協議内容につきましては、今後の公募の実施等に影響を与える恐れがあるため、詳細な情報提供は困難ではありますが、適切に売却できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p>	子育て政策室、健康まちづくり室	R6.3.29	R6.4.9

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	感染症発生動向調査の市民への還元について	八尾や寝屋川では感染症発生動向調査の結果を毎週市ホームページに掲載し、市民に情報提供していますが、吹田市は感染症発生動向調査をしているにもかかわらず市民へ情報提供を行っていません。 市民の税金を使って行っているのだから公表するべきではないでしょうか？	本市での感染症発生動向調査の市民への還元につきましては、市ホームページに感染症発生状況として、疾患別に大阪府感染症情報センターの外部リンクを掲載し、感染症に関する市民への情報還元を行っています。 本市は近隣市とのアクセスがよく、本市民が市内外の医療機関を受診している場合が想定されるため、市内16か所の定点医療機関(令和6年4月時点)からの報告数だけでは感染症の発生動向を正確に解釈することが難しいと考え、本市が含まれる豊能地域の発生動向を公表しています。 今回の御意見を踏まえ、市ホームページ感染症発生状況の記載部分に感染症発生動向調査の公表のタイミングや本市が豊能医療圏域に含まれる等の説明を追記いたしました。また、本市では、感染症発生動向調査に基づき、麻しんや感染性胃腸炎等に流行の兆しがみられた場合は、市ホームページや公式SNS等を活用し、市民に対して感染予防に関する注意喚起を発信しております。引き続き、市民に分かりやすい情報還元に努めてまいります。	地域保健課	R6.4.2	R6.4.9
12	続105。3月29日掲出のHP(新着情報)でタイトル「吹田市立総合福祉会館運営審議会」についての意見・要望	このタイトルでは、審議会の説明なのか、審議会の開催案内なのか、審議結果の報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、1月31日の開催結果の報告のようでした。⇒開催から2ヶ月が経過しており、HPへの掲出の目的が分かりません。 Q-1:HPへの掲出の目的および内容を教えて下さい。 Q-2:議題5の防犯カメラの設置費用&維持管理費用は、買い取りですか、リース・レンタルですか。 Q-3:防犯カメラのデータの取扱いについて(個人情報保護を含む)の取決めはありますか。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	吹田市立総合福祉会館運営審議会のホームページ掲載の目的は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(制定 平成12年3月8日)に基づき行っているところですが、運営審議会の会議録を広く市民へ公開することを目的としております。 令和6年1月31日開催の運営審議会の内容は、令和4年度の決算報告、貸室、障害者社会参加促進事業の実施状況等を報告いたしました。 防犯カメラの設置につきましては、「買い取り」を行いました。 なお、設置した防犯カメラの維持管理経費につきましては、電気代のみ発生し、保守点検等に係る経費は発生しません。 防犯カメラのデータの取扱いにつきましては、「吹田市福祉部防犯カメラの設置及び管理に関する基準」(令和5年11月22日制定)を制定し、管理責任者を設置し、画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、また不当な目的のため利用されないことがないよう、安全管理及び漏えいの防止に努めております。 最後に、今後は、会議録を可能な限り速やかに公開するとともに、新着情報のタイトルは、わかりやすい表現となるよう努めますので、よろしくお願いたします。	総合福祉会館	R6.4.1	R6.4.11

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	南千里保育園前駐車禁止道路への南千里保育園保護者送迎車駐車事件続報	<p>3/6に問い合わせた南千里保育園保護者送迎車の続報です。保育園前の違法カラーコーンは撤去されましたが、依然として保護者送迎車は1日30台以上が南千里保育園の駐車禁止区域に駐車しています。南千里保育園から注意があったためか保育園から見えない桃山台一般住宅前に不法駐車する保護者送迎車も出ています。南千里保育園前の公道を桃山台小学校方面より南千里方面に走行する車や自転車は、保護者送迎用車が連なって駐車しているので対向車の確認が必要で対向車がある場合一時停止をしています。反対車線に出ざるを得ない自転車などはとても危険な状態になっています。市民から市に対し何度も連絡しているにもかかわらず、保護者不法駐車による事故が起きた場合、責任は不法駐車をゼロにできず駐車場も設置しない南千里保育園及び吹田市にもあると思います。吹田市におかれましては、南千里保育園から注意喚起した後も保護者送迎車の不法駐車は続いていますので、送迎車用の駐車場設置をお願いします。事故が起きる前に保育園任せにせず吹田市自ら対処をお願いします。</p>	<p>この度、御意見いただきました送迎の路上駐車の件につきまして、前回の御意見を受け、園より保護者に注意喚起を続けており、路上駐車の台数は減ってきている状況でございますが、新年度になり新しい保護者の方も入園されていますので、再度丁寧に路上駐車禁止の旨、説明したところでございます。また今回御指摘いただいた区域にも駐車しないよう、改めて注意喚起を行っております。</p> <p>御意見いただいた送迎車用の駐車場設置することはできませんが、引き続き路上駐車に関して、園との確認を行い、注意喚起を徹底するとともに必要に応じて警察への相談も検討してまいります。</p> <p>今後も、児童及び地域の皆様の安全確保に細心の注意を払ってまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.3.29	R6.4.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	<p>続101。3月28日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ルが「令和6年4 月1日から合理的 配慮の提供が義務 化されます」につい ての意見・要望</p>	<p>このタイトルの「…合理的配慮の提供が義務化…」では、誰が誰に対して、何に基づいて義務化されるのかイメージができません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、タイトルが「障害者差別解消法について(合理的配慮の提供の義務化)」の記述があり、事業者に求められます。 1)福祉部 障がい福祉室は、吹田市内の事業者、障がい者、市民などへの周知が必要で有る事から、新着情報欄のタイトルには工夫が必要。 ⇒[仮(案)]「令和6年4月1日から障害者差別解消法の改正で民間事業者に合理的配慮の提供が法的義務化されます」 2)民間事業者は、事前の準備期間(設備・ツール・社員教育他)が必要であったことから、事業者に対して商工会・商店会・医師会・各種団体等への早期の準備要請の周知が必要だったように思います。 3)吹田市の職員に対してのマニュアルが制定されていると思いますが、吹田市の現状から再周知が必要と思います。 4)吹田市民病院(地方独立行政法人)に於かれましても、吹田市に準拠されてマニュアルの制定が必要と思います。 5)市のHPに掲出時は、上司の決裁はされていないのでしょうか。 ※広報課に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 頂いた御意見と他市のホームページの掲載を参照し、「令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます！」に変更します。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>2)について 障がい者週間記念事業や差別解消に向けた会議を通じて広く啓発を行ってきました。引き続き民間事業者等に向けて周知を図れるよう啓発に努めます。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>3)について 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行されることに伴い、障害者差別解消法における合理的配慮についての研修を、新任課長級職員(必須)及び希望する全職員対象に行いました。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4)について 市民病院では、車椅子の介助や手話通訳のできるスタッフの配置など、患者様の状況に応じて臨機応変な対応を日常的に行っており、今後も患者様の立場を尊重しながら適切に対応してまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>5)について 市のホームページ掲載は、上司の決裁を得た上で行っています。タイトルや掲載内容も含め、より効果的な情報発信となりますよう確認のうえ、掲載を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)</p>	<p>障がい福祉室、 健康まちづくり室</p>	R6.4.1	R6.4.12
15	<p>続106。3月29日 掲出のHP(新 着情報)でタイト ル「ガイドボラン ティア募集」につ いての意見・ 要望</p>	<p>このタイトルでは、ガイドボランティアの概要が全く分かりません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・“ガイド”には一般的に、歩こう…、観光施設…、そして外出支援(身体的・精神)。屋外での移動が困難な方が外出する場合など、いろいろな場面があります。⇒地域教育部文化財保護課はタイトルに工夫が必要。 ・サイトを開くと、旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)での見学者を案内するガイドボランティアの募集でした。 ⇒サイトには情報(活動期間・曜日・時間帯・休日・有償 or 無償、吹田市の住民・勤務…)が有りません。「興味のある方は電話で同住宅まで、問合せください」ですが、サイトへの記載が必要と思います。 ※広報課、福祉部障がい福祉室に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1 HP新着情報のタイトルについて 市のトップページの新着情報に表示するタイトルにつきましては、御指摘のとおり「ガイドボランティア募集」という表示では旧中西家住宅の施設見学者の案内ボランティア募集記事であることがわかりませんので、今後は一見して概要がつかめるようなタイトルの表示を心掛けてまいります。</p> <p>2 必要な情報のサイトへの記載について 当該ボランティアについては、特定の活動期間・曜日・時間帯にとらわれず、可能な時間帯で活動いただきたいという思いから、詳細は記載していませんでした。必要な情報の記載につきましては、御指摘も踏まえ、これまで以上に、記事を見られる方の立場に立って記載の内容等を検討してまいります。</p>	<p>文化財保護課</p>	R6.4.1	R6.4.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>以下の子育て政策室のやりとりを行いました。真壁に対応いただけず、改善されないため、こちらに投稿します。</p> <p>・子育て政策室 1. 令和6年3月11日作成「遡所受給者証をお届けします。14(1)「利用者負担上限管理について」のQRコード記載に誤りがあったのであれば、市民へ不利益を及ぼしたような誤りがないと判断した理由を教えてください。 2. 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書に事業所印が不要なのであれば、障がい福祉室に掲載されている様式をホームページ上で紹介するのは、誤りだと思しますので、正しい様式をホームページへ掲載してください。 3. 印について、障がい福祉室と取り扱いが異なる理由を教えてください。根拠となる通知等もお示しください。</p> <p>・障がい福祉室 1. 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書に事業所印が不要であるとして子育て政策室は判断しているようですが、障がい福祉室としては印が必要なのでしょうか？ 不要であれば、即刻修正してください。 なお、事務処理要領の様式は印がない様式です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17797.html 2. 印について、子育て政策室と取り扱いが異なる理由を教えてください。根拠となる通知等もお示しください。</p> <p>・企画財政室 もし、上記において、押印取扱いに誤りがあった際、何かしらの対策を講じてください。 指摘が3回目であり、全庁的な照会に対応できていませんので、専門チームを組織するなど、抜本的な対応をお願いします。 これまでの経緯は、以下の通りです。</p> <p>・令和6年3月31日・個人一吹田市子育て政策室 一障がい児の育児で時間がない中、「遡所受給者証とお届けします。」を真壁目に読み込んで、QRコードでリンク先を調べるも、書類が見つからず、わざわざ保護者に問い合わせをさせておいて、誤った対応をしていたという理由が読み取れません。 手間を省くための案内ではないのですか？ 書類を発行する際にQRコードの形式をすれば、防げた筈です。 他に同様にQRコードが関連している書類はないのでしょうか？ 当然に今回の指摘を機に該当する書類のQRコードを再度確認されているのですよね？ 一事業所の「印」の運用について質問しているのに、回答せずに、話を曖昧にするのは、大変遺憾です。 先日、予の受給者証が無事に届きましたが、同封していた上限管理届には「印」の欄がありませんでした。 ホームページに掲載されていた様式には「印」がありました。 こちらが「印」の必要性を指摘しているのに、余計に混乱させて、一体どのような神経をされているのでしょうか。 保護者や市役所の負担軽減のための指摘をしているのに、真壁に対応いただけず、大変残念です。 このやりとりでは、適切に対応いただける確信が持てないので、市民の声にて、再度依頼することになります。</p> <p>・令和6年3月29日・吹田市子育て政策室一人 繰り返しとなり大変恐縮ではございますが、令和6年3月11日9:28に送信したメールにて回答いたしましたことと、利用者負担上限管理事務依頼届出書につきましては、本市では事業所を介してお問い合わせがほとんどであり、対象となる保護者の方からお問い合わせをいただきましたら、個別に様式を郵送、又はホームページでの様式ダウンロードをご案内しております。 QRコードからアクセスいただきましたページにつきましては、メールにてご案内しました際、分かりにくい情報が不足しておりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。 いただきましたご意見やご要望につきましては、貴重なご意見として障がい福祉室と共有し、今後ホームページを含め、障がい児遡所支援についてのご案内をどのようにしていくか、検討を重ねてまいります。</p> <p>・令和6年3月23日・個人一吹田市子育て政策室 一誤った対応はしていかったというスタンスであることは、承知しましたが、理由の説明が不足しています。 質問を受けた相手に対し、理由を伝えずに回答するのは不親切だと思います。 どのような理由でそのような回答になるのか、ご回答をお願いします。 念の為、再度質問いたします。</p>	<p>子育て政策室への御意見について</p> <p>1. 令和5年9月に送付した通知の中で、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書については、市のホームページからダウンロードできることを記載し、市のホームページに繋がるQRコードを掲載していたことから、誤りではないとメールで回答させていただきました。 しかしながら、御利用者の方の利便性等を鑑みても、より分かりやすいページに繋がるQRコードを掲載するべきであり、御利用者の方への配慮に欠け、大変御不便をおかけしたことについて、改めてお詫び申し上げます。今後、市のホームページ等について、御利用者の方がより使いやすいものとなるよう努めてまいります。</p> <p>2. 御指摘を受けまして、押印を廃止した利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を障がい福祉室のホームページ上で掲載予定です。</p> <p>3. 本市では、手続きの簡素化やオンライン化を進めていくことにも繋がることなどから、令和2年に行政手続等における「押印見直し方針」を制定しました。その中で、国及び府の統一様式に押印欄があるものや、国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものなどは、引き続き押印欄を設けることとしております。</p> <p>現在、厚生労働省が示す当該届出書の様式については、押印欄が設けられていないことから、当室では押印欄を廃止した様式としております。障がい福祉室でも押印欄を廃止する方針であり、市のホームページの様式については早急に対応してまいります。 (担当:すこやか親子室)</p> <p>障がい福祉室への御意見について</p> <p>この度は貴重な御意見を頂きありがとうございます。 企画財政室から押印を求めている申請書等について、全庁照会があった際、利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書の回答漏れがあり、押印の見直しについて検討できていなかったことが判明しました。</p>			

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書について	<p>市民へ配布しているであろう令和5年9月作成「通所受給者証をお届けします。」(1)「利用者負担上限額管理について」において、「届出書は吹田市のホームページからもダウンロードできます。」と記載されており、QRコードからアクセスしましたが、開いたページには届出書は見当たりませんでした。ダウンロードできますと案内され、開いた先には届出書が載っておらず、ダウンロードできませんでした。このような状態で案内が通らなかったというのは、どのような理由でしょうか？</p> <p>市民の立場になって納得できるような回答をしてください。</p> <p>内部リンクを行う方針は理解しましたが、上限管理が必要になるのは、圧倒的に児童だと思しますので、利用者負担上限管理事務依頼届出書については、むしろ子育て政策室が中心になってほしいのでしょうか？</p> <p>記載例が難しいのであれば、せめてホームページに注意文を掲載してほしいです。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018678/1018679/1006135.html</p> <p>利用者負担上限額管理事務依頼(変更・廃止)届出書 利用者負担のある利用者の方で複数の事業所を利用するとき ※上限管理を行う事業所による署名・押印が必要です</p> <p>一様式の事業所欄に「印」があるのは、必須だからという認識ですが、押印がなくても受付するというのでしょうか？</p> <p>それは吹田市子育て政策室だけではなく、障がい福祉室も同様でしょうか？</p> <p>もしそのような対応をしているのなら、「印」が必要であると誤解を与えているので、即刻削除してください。</p> <p>また、事実であれば、これまで企画財政室の経由で全庁的に不要な押印欄の廃止を依頼していましたが、徹底できていないということで、大変残念です。</p> <p>・令和6年3月22日 吹田市子育て政策室一個人 おたすねの件につきましては、届けた案内を行ったとの認識はございません。 しかし、〇〇様からの御指摘を受け、情報が不足していた部分につきましては、ホームページ上へ御案内を追加いたしました。これは、以前のお問い合わせ時より修正したものです。 また、利用者負担上限管理事務依頼届出書については、障がい福祉室と共通の様式であり、様式の最新化管理(常に最新のデータをホームページに掲載する)の観点や、市ホームページ上での二重管理(複数のページで同じデータを掲載することによる管理の複雑化)を防ぐといったアクセシビリティ上の観点を踏まえ、同じデータを複数掲載することがかえって分かりにくさを招きかねないことから、内部リンクによりダウンロードページをご案内することとしております。記載例の掲載についてのご要望につきましては、貴重なご意見として、様式掲載元の障がい福祉室へ共有します。 なお、当該届出書に押印がないこと理由には、届出書の差し戻しはいたしません。</p> <p>・令和6年3月18日 個人一吹田市子育て政策室 令和5年9月に作成されたから、これまで届けた案内を行ったことについて、何も感じないのでしょか？ 声が強いのではないだけで、届けていた方は、いたと思いますよ。 また1日でホームページへ記載できるのに、前回のメールではリンク先を記載したのみで、掲載方法を変更されなかったですね。 わたしは依頼するまで対応を怠ったのはなぜでしょうか？</p> <p>リンク先を確認しました。 なぜ、わざわざ上限管理層のみ、障害福祉室のリンクへ飛ばすのでしょうか？ 他の申請書同様にPDF化して掲載できない決まりがあるのでしょうか？他の申請書と同様にPDF化したものを掲載し、記載例(事業所の入が必要)も掲載していただきたいです。事業所の押印漏れがあり、上限管理層を差し戻すことはないのでしょうか？他の申請書類と異なり、事業所記入欄があるため、一番注意が必要だと考えます。</p> <p>・令和6年3月12日 吹田市子育て政策室一個人 利用者負担上限管理事務依頼届出書につきまして、市民の方からのホームページ上の様式に係るご指摘はありません。 ホームページ上に、リンクを添付いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018678/1018679/1006135.html</p> <p>・令和6年3月11日 個人一吹田市子育て政策室 上記のページは、子育て政策室のページ内に存在せず、検索困難と思われず。 令和5年9月作成と書かれている「通所受給者証をお届けします。」のリンク先には上限管理層が記載されていますが、これまで指摘されなかったのでしょうか？ また様式の掲載だけでは早急に対応できると思います。 あらかじめ掲載があれば、このようなやり取りも不要だったかと思しますので、様式を至急掲載いただきたいです。 指摘しているのにも関わらず、すぐに掲載されないのを見ると、今後も同様と対応を繰り返され、市民サービスが向上しないと思しますので、対応が出来次第、お知らせください。</p> <p>・令和6年3月11日 吹田市子育て政策室一個人 利用者負担上限管理事務依頼届出書につきましては、本市では事業所を介してのお問い合わせがほとんどであり、対象となる保護者の方からお問い合わせをいただきましたら、個別に様式を郵送、又はホームページでの様式ダウンロードを御案内しております。 様式の場所がわかりづらく申し訳ありません。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1018692/1014921.html</p> <p>・令和6年3月8日 個人一吹田市子育て政策室 4. 上限管理層 おそそ上限月額37200円であり、利用日数も少ないので、現時点では上限管理は不要と考えておりますが、問題ないでしょうか。 新たな今後、利用日数が増加した際には、上限管理層も必要になるかと思いますが、ホームページ上で上限管理依頼届出書が見当たりません。 どのような手続きになるのでしょうか。 一使用日数を踏まえると、上限管理層の対象にはならないと回答をいただきました。 なお、上限管理依頼届出書をホームページ上で見つけられません。 お答えされた「通所受給者証をお届けします。」(1)にも申請書はホームページにあるとQRコードがありますが、リンク先に異動しては見当たりませんので、ご教示ください。</p>	<p>改めて、同届出書の押印の必要性について検討を行った結果、押印を廃止します。</p> <p>なお、押印に代えて、上限管理事業者として、上限額管理することを承諾しているか等について、届出書を提出された方に確認させていただくため、同届出書の「市町村確認欄」を「提出者」に変更します。</p> <p>押印の見直しを行うべき時期に検討ができていなかったこと、また、利用者に御不便をおかけしていたことについて、大変申し訳ございませんでした。他の申請書等についても再度、不要な押印が残っていないか確認作業をしており、準備が整い次第、速やかにホームページに掲載している様式についても修正させていただきます。 (担当：障がい福祉室)</p> <p>企画財政室への御意見について 本市では、令和2年11月に「押印見直し方針」を定め、その方針に基づき押印欄の見直しに取り組んできております。 前回の御指摘を受けまして、令和5年11月に全庁に向け、各室課のホームページに掲載している様式等について押印不要の修正が正しく行われているかを改めて確認するよう通知し、確認結果の報告を求めました。</p> <p>今回御指摘頂いた申請書に関しましては、当該方針に基づく押印見直しの検討時に所管室課による検討自体の漏れにより、当時、既に国が様式から押印欄を廃止しているにもかかわらず、その変更を反映できていなかったものです。</p> <p>この度の御指摘を受け、改めて押印欄の見直しが漏れている申請書等が存在していないか、また、以前の検討時点では押印が必要と判断した申請書等について、現在も押印を必要とする根拠が存在しているかを今一度確認するよう全庁に向けて通知いたします。</p> <p>また、同様の確認を定期的に通知することで、各所管での押印廃止の意識の向上を図ってまいりますので、御理解のほど、よろしく願い申し上げます。 (担当：企画財政室)</p>	企画財政室、すこやか親子室、障がい福祉室	R6.4.1	R6.4.12

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	続107。「報道機関向け情報提供資料」についての要望	<p>このサイトの更新時期が現在は、1か月間をまとめて月末 or 月初に更新されています。 ⇒サイトへの掲載のタイミングを報道機関に情報提供に併せて掲載をお願いします。ニュースは速やかに願います。 ※3月27日に吹田市立の山田の小学校の教諭が痴漢で免職の報道が、新聞・ネットのニュースがありました。⇒掲載が有りません。 ※3月28日に市役所内のチャレンジショップで現役大学生によるラーメン店がオープン(2024年3月28日提供)の記事が市のHP(新着情報)に掲載されていません。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、パブリシティ活動の一環として報道機関に提供しているものであるため、ホームページへの掲載については即日ではなく月1回の更新としております。また、市民の皆さまに広く知っていただく必要があるイベント情報等については、速やかにホームページやSNSを通して広報を行っています。今後とも、より良い広報事業の運営のため、適切なホームページの更新タイミングを含め検討して参ります。 なお、小学校教諭に関する報道については、府の管轄となるため、市からは報道機関に情報提供していません。</p>	広報課	R6.4.1	R6.4.15
18	「市民の声」の公表年数を戻してください	<p>先月までHP上で公開されている「市民の声」は過去10年分ありましたが、今月(令和6年度)になってから急に過去3年分のみ大きく削減になっています。 内容が古くなっているから最低限の年数のみの公表にした、という理由かと推測しますが、以下の理由から以前の公表年数に戻して下さるよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の声」は、現在および過去に他の方々がどのような要望を持たれていたか、吹田市にどのような問題(と思われる)点があったかが分かる貴重な資料である。 ・上記要望に対して、市としてどのように対応してくれたか、市職員の方々の業務の具体的な内容や日々のご苦労が分かる貴重な資料でもある。 ・「市民の声」の内容を知ることによって、市政への理解及び吹田市への愛着が深まる。 <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>市民の声は、これまで平成27年度(2015年度)以降分を掲載していましたが、情報は時間経過で古くなり、また、公開後に市の施策が変更される場合もあります。 このことから、市民の方々の誤解を招くことのないよう、本年4月1日に「吹田市民の声の公表に関する基準」を改正し、ホームページ上での公表期間を3年といたしました。</p>	市民総務室	R6.4.11	R6.4.15

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	保育所等利用調整基準に係る勤続年数加点についての質問	<p>■はじめに 吹田市では、フルタイムの被雇用者で、その他特別な事情がない、おそらく大多数を占めるであろう子育て世帯にとっては、兄弟加算点勤続年数の加点の有無が明確に分ける状態となっています。ただ、勤続年数加点については既に挙げられているように、目的として不明瞭な点も多く、若い夫婦に対して不利な点や、雇用の流動性を阻害する点など、市民が保育の機会を公平に受ける機会を失っていると考えます。全ての方が同じように保育の機会を受けられるわけではないことは十分承知しておりますが、「ではなぜ勤続年数で判断なのか？」という部分が一番の疑問点になります。過去の市民の声を拝見したところ、既に同様の意見がありました。が、これらについて、いくつか質問させていただきます。</p> <p>1点目: 勤続年数が長いほど継続して保育所を利用出来ると判断する根拠の開示 担当部署の職員に確認したところ、「吹田市は保育所の継続利用の観点から、勤続年数が長い市民ほど継続して保育所を利用出来ると判断し加点している」と伺いました。これは、勤続年数が短い市民は保育所の継続利用が難しいと判断されているとのことでしたが、これらはどういった根拠でしょうか。数値でお示し頂ければ幸いです。</p> <p>2点目: 若い子育て世帯への考え方 若い夫婦の子育て世帯は勤続年数5年以上を達成するのは、一般的に考えて大変困難であると考えています。また、キャリアアップを図った転職なども若い時期に機会が多いかと思いますが、これらをおそらく阻害しているであろう点について、どのように考えのでしょうか。</p> <p>3点目: 吹田市の就労に対する考え方についての開示 「吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており」と過去の回答にありましたが、雇用の流動性ではなく継続性を重視するこれらの考え方は、児童部保育幼稚園室独自の、吹田市の就労への考え方でしょうか。その他、吹田市の就労を担当される部署の考え方でしょうか。或いは、吹田市長の就労の考え方として、雇用の継続性を(流動性よりも)重視されているのでしょうか。また、利用調整基準における就労の考え方と、吹田市のそもそもの就労の考え方が完全に一致していないのであれば、項目の定め方に疑義が生じると考えますが、その点も併せていかがでしょうか。</p> <p>4点目: 勤続年数の長短で保育の必要度が変わると考える根拠の開示 「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて(通知(平成27年2月3日/府政共生第98号/雇児発0203第3号))」によれば、利用調整の基本的な考え方については、保育の必要度の高い順に受け入れることが求められていると記載がありました。吹田市のこれに基づいて利用調整表を作成していると考えますが、勤続年数が長いほど保育の必要度が高いと判断される背景としては、どのような考え方でしょうか。</p> <p>5点目: 利用調整基準作成における考え方の周知の義務等に関する質問と意見 吹田市の利用調整基準について、市民から質問が出て、はじめて市が定めた項目についての市側の考え方を周知されるという手法を取られているように見受けられますが、周知の義務などは法令で定められていないのでしょうか。また、利用調整基準作成においての吹田市の考え方は、質問が出るまでは公開しないご予定でしょうか。基本的な考え方を示されている他の自治体も多くありますので、可能であれば吹田市も説明責任を果たして頂いた方が、市政への納得感や質疑応答への手間暇など、パフォーマンスが向上すると考えます。</p> <p>■おわりに 結論としては、勤続年数加点を廃止いただきたいです。雇用の流動性を高めるよう国も求めていますし、若い子育て世帯も各自治体は応援しています。反面、吹田市の利用調整基準の上では、転職する人間や若い子育て世帯が、実質的に保育を受けられる機会が落ちてしまっているというのは、市民としてとても残念です。時代錯誤の考え方ではないでしょうか。社会進進に照らし合わせ、納得いく説明を求めます。</p>	<p>質問1 まず、本市の利用調整基準につきましては、その時々¹の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しており、現在、調査・検討を進めているところでございます。今回、頂きました御意見につきましても、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお問い合わせ申し上げます。</p> <p>ご質問いただいております勤続年数による加点を適用した経緯につきましては、それまでの雇用形態による加算制度(正規雇用・非正規雇用の別で指数差を設ける)を廃止したことにより、指数差を出すために雇用の継続性に着目し加点することとしました。</p> <p>「利用申込時の勤務先での就労実績が3年以上」とした根拠としては、次の2点でございます。①平成30年10月厚生労働省発表によると、新規大卒就職者の3年以内離職率が3割を超え、4年目以降に減少していくこと。②労働者派遣法に基づく「雇用安定措置」が3年間派遣された場合に適用されること。以上2点を踏まえ、3年を目途に一定の雇用の安定性・継続性が見込まれると判断しております。また、「利用申込時の勤務先での就労実績が5年以上」の根拠としては、次の2点を根拠としております。①勤続年数別の平均離職率は5年以上の常用労働者(パート含む)の場合、5年未満の労働者と比較して大幅に下がること。②有期労働契約が通算で5年を超えて繰り直し更新される場合は無期労働契約に転換できること。</p> <p>以上の2点から、5年を境に継続性がさらに高まり、長期の勤続につながりやすくなると判断しております。以上のことから、一定、勤続年数の長い保護者の方が保育所の継続利用の可能性が高まると判断し、加点対象としております。</p> <p>質問2 近年の働き方の多様化や、転職率の高まりなどを鑑みると、現状に相応しい基準であるか検討の余地があると考えます。利用調整基準については、その年の社会情勢や雇用情勢などを踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると考えております。昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、本市としましても、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p> <p>質問3 利用調整は、保育所等の利用に係る優先度を踏まえて、その利用の調整を行うための位置付けでございますので、就労担当部署の考え方は利用調整基準を定める際に考慮しているところではございません。</p> <p>質問4 勤続年数による加点につきましては、それまでの雇用形態による加算制度(正規雇用・非正規雇用の別で指数差を設ける)を廃止したことにより、指数差を出すために雇用の継続性に着目し加点することとしました。</p> <p>質問5 本市では、平成21年(2009年)3月に「吹田市民の意見の提出に関する条例」を制定してパブリックコメント手続を制度化し、同年7月1日から実施しています。利用調整基準の改正にあたっては、同条例に基づきパブリックコメントを実施しております。パブリックコメント手続と、市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民のみならずご意見を募集し、お寄せいただいたご意見を考慮した上で最終的な意思決定を行う手続のことをいいます。今後も利用基準を改正する際には、パブリックコメントを経て意思決定してまいります。</p>	保育幼稚園室	R6.4.2	R6.4.16

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	留守家庭児童育成入室に落ちました	<p>この4月から一年生になる子供がいます。4月の一斉申込ではなく、5月から利用希望で、留守家庭児童育成室に申し込みました。現時点で13人の待機があり、一年生であっても受け入れられないと保留通知がきました。</p> <p>下の子の育休復帰のタイミングや、転職の時期などで年度途中で利用を希望される方も沢山いると思います。</p> <p>なぜ、4月の一斉申込でしか入室できないのですか？うちは一年生の子供です。保留になったら近くの児童館や民営学童を利用してくださいと担当の職員さんは言われますが、事件や事故が起きたらと思うと児童館で朝から晩まで待たせる事なんて到底できません。</p> <p>いつになったら年度途中で入室可能になるのですか？</p> <p>上の子が入室できないことで、下の子の保育園の入所が決まっても辞退するしかできません。(このような状況でも、保育園を辞退するとマイナス8点されます。上の子の受け入れ態勢が整っていないのは吹田市の責任なのに、おかしくないですか？)</p> <p>一年生であってもお預かりいただけないような市なら、正直これ以上流入を増やさないでいただきたいです。</p>	<p>まずは、お子様の通学されている小学校の留守家庭児童育成室において入室保留(待機)を生じさせており、御希望に応えることができず、誠に申し訳ありません。</p> <p>本市では、近年、児童数及び留守家庭児童育成室の利用ニーズの大幅な増加傾向が続いており、令和6年4月1日時点で、36育成室中8育成室において待機児童が生じており、利用を希望される児童全てを受け入れられる状況には至っておらず、御苦労と御不便をお掛けし、大変申し訳なく存じております。</p> <p>令和6年4月入室の申請につきましては、令和5年9月29日から11月30日までを一斉受付期間として受付をさせていただき、新1・2年生につきましては令和6年1月末まで受け付け、一定の配慮をさせていただいているところでございます。また、育児休業中の方につきましては、入室要件を満たさないため御利用いただけませんが、令和6年5月1日までに復職予定であれば、4月入室として受け付けさせていただいております。</p> <p>一斉受付期間内に申請された児童数が当該留守家庭児童育成室の定員を上回れば、入室選考を行い、待機となった方につきましては空きが生じるまでお待ちいただいております。一斉受付期間後に申請された方につきましてもお待ちいただいております。なお、空きが生じれば、一斉受付期間内に申請された方を御案内し、その次に、一斉受付期間後に申請された方を受付順に御案内いたしております。</p>	放課後子ども育成室	R6.4.2	R6.4.17
21	昭和町10-16について	<p>題名にもありますが、昭和町10-16におきまして、現在は駐車場となっておりますが、その場所におきまして、住所を示す青い看板、標識が破損？したまま端の方に放置されているようなので、念のためと思いご連絡させていただきました。本当でしたら、駐車場の管理人の方にしたほうが、いいのですが、今回に関しては、市の管轄なのかなと思いご連絡させていただきました。申し訳ありませんが、ご対応の程宜しくお願い致します。</p>	<p>昭和町10-16の街区表示板について回答させていただきます。</p> <p>4月4日に昭和町に確認に行き、街区表示版の回収をさせていただきました。</p> <p>ご連絡いただきありがとうございます。</p>	市民課	R6.4.3	R6.4.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	B1-市HP「ようこそ市長室」のサイト内の文言を更新されませんか	<p>現在のサイトの日付は、後藤市長様が第2期の時の 2022年9月21日付けです。市長様は昨年4月の選挙で当選されて現在3期目であり、まもなく1年になります。</p> <p>サイト内のあいさつ文は『市長の後藤圭二です。「近年頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などの困難に直面している今、住民に最も近くある自治体として、中核市としての権限を最大限に生かし、誠意を持って市政を運営してまいります。』です。</p> <p>⇒添付画像。ようこそ市長室。</p> <p>コロナも一段落しており、また 2024年度に入り、第4次総合計画基本計画の後半が始まりました。能登半島地震で被災地へ職員の派遣もされており、吹田市としての課題も有るはずです。あいさつ文の見直しをされませんかでしょうか。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「ようこそ市長室」におけるごあいさつにつきましては、4月18日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/index.html</p>	秘書課	R6.4.4	R6.4.18
23	B6-市HPに「若年層の性暴力被害予防月間」の掲出を	<p>内閣府、男女共同参画局のHPに「4月は、若年層の性暴力被害予防月間」のサイトがあります。他市ではHPに掲出されており、吹田市においても掲出が必要と思います。</p> <p>・今回の投稿は、昨日のTV報道で性加害問題があった事によるものです。</p> <p>⇒添付画像。若年層の性暴力被害予防月間</p> <p>※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「若年層の性暴力被害予防月間」につきましては、本市ホームページにおきましても以下のページに掲載しております。</p> <p>トップページ>くらし>人権・平和・男女共同参画>男女共同参画>お知らせ・啓発・イベント(男女共同参画)</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018573/1018585/index.html</p>	人権政策室	R6.4.12	R6.4.18

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	B2-市HP総務交通室の「交通事故をなくす運動」についての意見・要望	<p>サイトの内容は『令和6年「春の全国交通安全運動」』であり、期間が4月6日(土曜日)から4月15日(月曜日)までの10日間です。</p> <p>1)市HPへの掲出時期が、4月4日であり遅いです。 →市内の幼稚園の入園、5日には小中学校の入学式が。高校の入学に伴う自転車通学なども始まります。</p> <p>・内閣府の「令和6年春の全国交通安全運動推進要綱」の日付は、令和6年1月18日です。</p> <p>【趣旨(1)】次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童(小学生)の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。</p> <p>・大阪府の「令和6年春の全国交通安全運動」のサイトは、3月12日付です。</p> <p>2)吹田市の「交通事故をなくす運動」のサイト(4月4日)は、市HPの「新着情報」に掲出無し。→掲出が必要。加えて市民の安全意識の啓蒙のため、またタイトルを市民に意識づけをするためにも『令和6年「春の全国交通安全運動」』に変更を要望。 →添付画像。春の全国交通安全運動。</p> <p>・現状では市民は、総務交通室のサイトに入らないと運動が目に入る機会が、非常に少ないです。</p> <p>3)期間中の取組に、「交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日(水)」を内閣府、大阪府および吹田警察署のサイトには、記載がありますが、吹田市のサイトには記載無し。⇒追記要す。</p> <p>4)総務交通室は、サイトの右肩に「更新日」の記入がありません。⇒記入されたし。 ※今回の投稿理由は、4月6日のニュースで他県の公務員が通勤路上で赤信号を無視して交差点内に進入による人身事故が2件発生によるものです。</p> <p>4)総務交通室は、吹田市の全部局に「令和6年春の全国交通安全運動」の周知をされましたでしょうか。(含む市報の4月号に掲載依頼)。加えて、市内の私立の幼稚園・中学校、高校などに周知をされましたでしょうか。</p> <p>【趣旨(1)続き】歩行中児童(小学生)の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況。</p> <p>5)総務交通室は、市のHPに掲出の他に内閣府の全国重点の3項目について、具体的な取組をされているのでしょうか。 ※広報課、危機管理室に供覧願います。 ※吹田市は、「安心、安全のまちづくり宣言」をされています。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)「春の全国交通安全運動」の市HPへの掲出が遅いとのこと指摘について掲載時期が遅くなりましたことお詫び申し上げます。今後は、市民の皆様への周知に努め、早めの掲載を心掛けてまいります。</p> <p>2)「交通事故をなくす運動」のページが市HPの「新着情報」に掲載がなかったとのこと指摘について掲載できていなかったことお詫び申し上げます。今後は、市HPの新着情報への掲載いたします。また、市民の方へわかりやすく表題も変更いたします。</p> <p>3)期間中の「交通事故死ゼロを目指す日」記載へご指摘について記載出来ていなかったことお詫び申し上げます。今後は記載いたします。</p> <p>4)HP更新日の記載及び「令和6年春の全国交通安全運動」の周知についてHPを確認したところ、総務交通室のトップページには更新日の記載はございますが、「交通事故をなくす運動」のページにはありませんでした。今後は、更新日を記載するように努めます。 「令和6年春の全国交通安全運動」の周知についてですが、ポスターを本庁舎に掲出いたしましたので本市全部局に一定の周知はできているものと考えておりますが、さらに周知徹底をするための方法を検討いたします。 また、市内の私立の幼稚園・中学・高校については周知できておりませんでした。 今後は、ポスターの掲出等で周知するように努めます。</p> <p>5)市のHPに掲出の他、総務交通室の内閣府の全国重点3項目の具体的な取組について 総務交通室における内閣府の全国重点の3項目の具体的な取組についてですが、年間を通じて、交通安全教育の実施等を行っております。</p>	総務交通室	R6.4.8	R6.4.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	B3-3月25日掲出のHPでタイトル「大阪成蹊大学・短期大学とのボランティア活動に関する協定を締結」についての意見	<p>サイト内の「ボランティア活動に関する協定書・PDF」のURL附随の名前が「大阪市教育委員会と大阪成蹊大学との」になっており、訂正が必要 ⇒添付画像。大阪市教育委員会と成蹊大学。 ※大阪市教育委員会のサイトの転用がされたものと考えられます。 ⇒メールにURLを張り付けると分かります。 Q1: ボランティア活動に関して、吹田市には「吹田市社会福祉協議会」が早くから学生ボランティアを含めて取組んでおられます。 ⇒シティプロモーション推進室は、今回の連携で(吹社協)との連携・役割を教えてください。 Q2: 大規模災害時での大学生のボランティア活動について。 ⇒(吹社協)は、東日本大震災時にボランティアの募集をされていましたが、吹田市に於いて万が一、大規模災害が発生した場合の大学生によるボランティア活動は想定されていますでしょうか。 ⇒サイトの連携項目の中に「学生ボランティアの斡旋」がありますが、先般の能登半島地震においてボランティア不足が報道されていましたが、推進室は大学に対して何か情報発信をされたのでしょうか。 Q3: ボランティアには、無償と有償のものが有りますが、取決めが必要と思います。有償の場合のトラブル防止も含めて。 Q4: ボランティア保険という言葉が有ります。ボランティアをされる学生さん自身の負傷。また過失などによる加害事故が有ります。 ⇒将来がある学生さん。万が一を考えた取決めが必要。 Q5: 協定書の第2条(1)学生のボランティア活動に対する支援活動…が有りますが、シティプロモーション推進室は、支援をされるのならボランティアの色々な場面を事前に想定する知見が要求されます。責任問題が生じた時の取決めが必要。「想定外」という言葉を聞きたくありません。 ※2016年に「東京デザインウィーク火災死亡事故」があり、大学と学生によるイベントで参加者の5歳の男児が全身にやけどを負い死亡。またイベント(出店)やキッチンカーのガスボンベ爆発事故も数年前に。 Q6: 諺に「後の喧嘩は先にしとけ」が有ります。吹田市は、市長名で協定書の締結をされるのなら、事前に上記の取決め事項を書面に記す事が必要と思います。吹田市の法務部門の事前確認、指導を受けておられないのでしょうか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>本市では、「大学が有する豊富な知的財産、人材、情報力、施設などをまちづくりの各般で生かし、双方の発展に寄与すること」を目的として、市と大学の間で協定を締結し、様々な取組を行っております。 今回、御質問いただきました「ボランティア活動に関する協定書」は、当該連携の取組の一つとして、本市と大阪成蹊大学との間で締結したものでございます。 そのため、本協定に関して、吹田市社会福祉協議会との連携や同会との役割分担はありません。(Q1回答) また、あくまで平時における連携の取組を想定したものであり、能登半島地震に関するボランティアの情報発信はしていません。(Q2回答) ボランティアの有償、無償の取決め、ボランティア保険に係る取決め、ボランティアに係る責任問題の取決め、並びにこれらの書面への明記に関しましては、ご意見として、今後の参考とさせていただきます。(Q3～6回答)</p>	シティプロモーション推進室	R6.4.8	R6.4.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	公園での喫煙について	<p>佐井寺北公園、屋根と机付きのベンチでの喫煙が多すぎてずっと困っています！</p> <p>春休み中は特に多くの子どもたちが利用しているのに、堂々とベンチを占領してタバコの煙を拡散していて本当に迷惑です。</p> <p>喫煙者の中には子連れの父親のパターンも多く、以前からメガネの同一人物も何度も目撃しています。喫煙しながらタブレットを見て過ごしていていつも長居しています。今日も14時過ぎから約一時間ほど滞在していて近付かないようにしていましたが離れていてもタバコ臭かったです。常連の喫煙者以外にも二人喫煙者が居ました。全員男性です。10人以上子供たちが遊んでいるのに狭い公園内で喫煙するなんて本当に迷惑なのですが、どうにかなりませんか！？</p> <p>周囲の子どもたち(未成年)への配慮は最低限必要ですし、北公園は抜け道があって遊んでる人たち以外にも未成年や子連れの親御さんも良く公園内を通過しています。煙を避けられない位置のベンチで喫煙されるので本当に迷惑です。</p> <p>吹田市はスモークフリーシティを目指しているのは素晴らしいのに、公園を禁煙に出来ない理由は何なのでしょう？立ち止まっていたら受動喫煙させてもいいのでしょうか？</p> <p>公園は全て禁煙！と決めている自治体もあります。吹田市もどうかそのような素晴らしい自治体に続いてください。</p> <p>今日はお友達と遊んでいたので場所移動することもできず辛かったです。普段なら喫煙者がいる時点で別の公園へ移動していますが、本当に面倒です。</p> <p>喫煙者が居なくても公園内のベンチ付近や遊具付近にも吸い殻だらけ、赤ちゃんが吸い殻を拾ってしまい誤飲することや火災の原因にもなるので怖いんです。本当にどうにかなりませんか？</p> <p>あとタバコは関係ないのですが、少し前に、北公園の真横に車を停めて北公園の水道の水をバケツに何度も溜めて、水道を占領しながら、路上で洗車している車がいって驚きました。路駐も多い場所ですし、公共の水道で洗車してもいいのでしょうか？</p>	<p>公園内は受動喫煙もポイ捨ても禁止ですが、こういった事例はほかの公園でも散見され、そのたびに看板の設置等、啓発に務めています。洗車の件も含め、看板設置やパトロール等の啓発を行ってまいります。</p>	公園みどり室	R6.4.9	R6.4.22
27	B7-市HP。新着更新の4月10日のタイトル「はたらく微生物」を「はたらく微生物」を更新」についての提言	<p>このタイトルからは、体の中の微生物(胃や腸他)の健康面での微生物の働きの内容と誤ってしまいました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトを開くと、下水場の汚れを微生物できれいにする…でした。⇒[仮案]「下水道部から【新着動画】「はたらく微生物」を更新」 ・タイトルに「下水道部」の文字を入れる事により、下水と微生物って何？…と思ってクリックされるのでは…と思います。⇒この方が、下水道部の日頃の取組みが良く分かると思います。 <p>[例]【高齢福祉室】はつらつ元気レシピを追加…</p> <p>⇒添付画像。はたらく微生物。上:下水道部。下:高齢福祉室</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。頂いたご意見も参考に、ページの内容を推測しやすいタイトルになるよう検討していきます。</p>	水再生室	R6.4.16	R6.4.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	B4-市HP「新着更新情報サイトの構成・分類の見直し」についての意見・要望	<p>新着更新情報サイトの4月4日の内容は「掲出期間が4月4日～3月29日間の項目(100件)」であり、表示期間が7日間分です。</p> <p>⇒土日を除くと、実質5日間の情報しか表示されていない事になり、3月28日以前の項目は、掲載の件数制限(100件)により、自動的に削除され、本来市民に周知すべき事項が周知されないことになっています。</p> <p>⇒[例・3月28日以前]第4次総合計画基本計画改訂版策定。4月1日教育センター移転。紅麹を含む健康食品で健康被害。景観まちづくり活動補助金交付申請者の募集。国から住宅の省エネ化支援。4月1日から合理的配慮の義務化。...</p> <p>⇒添付画像。新着情報。4月4日のサイト(4/4～3/29)</p> <p>【広報課への要望】</p> <p>要望案-1:現在の件数制限を掲載日数(1か月間)に ※申込が必要な項目は、1か月前に掲出されるので。但し、今回のような場合は件数が多くなりチェックが大変。スマホでは更に大変。</p> <p>要望案-2:市HP(Top頁)の新着更新情報サイトの“すべて”から“採用情報&入札情報”の2つのタブ内の件名を除外(別掲)すると、件数が少なくなり見易くなります。※現状は、スマホでのチェックは、し難いです。</p> <p>要望案-3:“入札情報”のタブをクリックすると、現在は直近の5件しか表示されません。</p> <p>⇒入札を検討される事業者の方に、見易くする必要があると思います。事業者の方は、吹田市の入札案件の情報をどのように入手されているのか疑問に感じています。</p> <p>⇒過去の監査委員の報告書に、「入札が1者…は避けるように」の趣旨の報告がありました。</p> <p>【デジタル政策室】</p> <p>Q:政府が推進しているDX化を行うには、吹田市は市民、事業者への情報の発信(市HP)が重要です。新着更新情報サイトの4月4日のように5日分しか掲載されない事にどのように思われますか。またHPは、どう有るべきとお考えですか。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>広報課とデジタル政策室に回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。</p> <p>市HPの新着情報については、情報量、掲載期間のバランスなどを考慮した上で情報を発信しております。年度初め等、一時的に更新頻度が高い際には、ご指摘のとおり掲載期間が短くなることもございますが、再掲出を行うこと等から一定必要な期間は確保できているものと考えております。</p> <p>引き続き、多様なご意見、ニーズを参考にし、わかりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	広報課	R6.4.10	R6.4.24
29	B5-2。市道のグレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没で危険	<p>4月11日のAMIに情報提供。⇒現場は対応がまだです。</p> <p>・市道路横断のグレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没で自転車のタイヤがすっぽりとまる隙間。危険。早急に対応が必要。(含む仮処置)</p> <p>・自転車・高齢者の手押し車。夜間は特に危険と思います。※車の通行量は比較的、多い。</p> <p>⇒添付画像(再送)。グレーチングの継ぎ目の鉄材が陥没。</p> <p>・場所:吹田市山手町1-6-1</p> <p>・目標:山手地区公民館の北西角</p> <p>※危機管理室に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>4月22日(月)午後横断側溝と雨水樹との間の隙間(約5cm)を補修しております。</p> <p>ご確認していただきますようお願いいたします。</p>	道路室	R6.4.22	R6.4.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	多胎児育児に関する要望	<p>この度多胎児育児に関する要望をさせていただきます。</p> <p>第一子出産と同時に吹田市に移住してきました。子供は2人希望しており嬉しいことに第二子を妊娠しましたが双子でした。今2歳と0歳児を日中1人で子育てしています。</p> <p>第一子出産で吹田市に移住したので無職なので保育所に入れることができません。所得も少なく私立の幼稚園に入れることも難しいです。保育所も無職の方は抽選での選考とお聞きました。</p> <p>正直今3人を日中1人で子育てする環境がかなり辛いです。子育て支援などありますが費用もかかる上時間も短く回数も決まっている条件なので頼るに頼り切れません。やることが多くピリピリしてしまい子供にも当たってしまいます。長女も今2歳でたくさんいろんな経験をさせてあげたいのに家の中に閉じこもってばかり本当に可哀想だとも思います。毎日ヘトヘトで明日が来るのが怖いです。</p> <p>保育園へ無職でも多胎児がある家庭が優先できる制度を作っていたらいいのでしょうか?</p> <p>職がないまま出産して今、就職先を探す時間もありません。どうかどうかよろしくをお願いします。</p>	<p>本市における、認可保育所等の利用にあたっては、就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害、就学、高齢、求職活動中を認定の要件としております。〇〇様におかれましては、現在お仕事をされていないとのことですが、求職活動中を要件として、入所のお申し込みをいただけるかと存じます。その上で、世帯での基本指数及び調整指数の合計点での選考となります。ただし、求職活動中を要件とした認定期間は仕事を始めるまで(90日を経過する日の属する月の末日まで)となっており、ご就職いただけない場合は退園となりますのでご注意ください。</p> <p>なお、本市の認可保育所においては、無職の方は抽選というような運用は行っておりません。</p> <p>6月1日からの入所申し込みはオンライン手続きにて5月2日までにしていたければ、選考の対象となりますので、ご検討ください。毎月入所の受付は行っておりますので、7月以降入所のお申し込みも可能です。</p> <p>基本指数、調整指数など、保育所等利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正することとしており、現在、調査・検討を進めているところでございます。今回、頂きました多胎児育児に関するご意見、ご要望につきましても、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、多胎児を育児されているご家庭におきましては、本市でも様々なサポートを実施しております。すこやか親子室の保健師にもお気軽にご相談ください。</p> <p>【参考リンク】 入園総合案内 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1018247/index.html</p> <p>保育所等の空き状況 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1005681.html</p> <p>一時預かり事業 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018220/1005694.html</p>	保育幼稚園室	R6.4.16	R6.4.30

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	市民サービスセンター 何故廃止？	<p>コンビニでの住民票などの出せるとの事ですが、私には説明してくれる人が居ないと使えません。私のような人も沢山居られると思います。 江坂公園には図書館がリニューアルしてますが、館内の一角で機械を置いてセルフサービスしてもらえませんか？ 図書館の職員さんに助けて頂いたら助かります。</p>	<p>市民サービスコーナーについては利用件数の減少が続く中、見直しを行い令和6年2月末をもって廃止させていただきました。 現時点では、図書館にマルチコピー機を設置する予定はございませんが、コンビニエンスストア等での証明書発行方法について身近で行っていただけるよう、市ホームページや市報に掲載させていただいております。よろしければご利用ください。 今後も利用しやすいコンビニ交付の周知に努めます。</p> <p>●市ホームページ(ページ番号1018375) https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018373/1018375/index.html (同ページの中に、画面ごとの説明・動画での説明と2種類掲載しております)</p> <p>●市報すいた2月号(ページ番号1031659 / 13ページに記載)</p>	市民課	R6.4.22	R6.4.30